

## 所有者（変更）届 添付書類

所有者変更の理由や所有者の状況に応じて届出に必要な書類が異なります。詳しくは下記の表および裏面のご注意をご参照ください。

所有者変更の理由	押印の有無	申請に必要なもの
相 続	現所有者 押印 有 新所有者 押印 有	添付書類不要
	現所有者 押印 無 新所有者 押印 有	誓約書
贈 与	現所有者 押印 有 新所有者 押印 有	添付書類不要
	現所有者 押印 無 新所有者 押印 有	登記事項証明書等の写し 誓約書
売 買	現所有者 押印 有 新所有者 押印 有	売買契約書又は登記事項証明書等の写し
	現所有者 押印 無 新所有者 押印 有	売買契約書又は登記事項証明書等の写し 誓約書
その他 (権利の譲渡の場合)	現所有者 押印 有 新所有者 押印 有	添付書類不要
	現所有者 押印 無 新所有者 押印 有	登記事項証明書等の写し 誓約書
その他 (社名変更の場合)	現所有者 押印 有 新所有者 押印 有	履歴事項全部証明書の写し
	現所有者 押印 無 新所有者 押印 有	履歴事項全部証明書の写し 誓約書
その他 (婚姻による氏名変更の場合)	現所有者 押印 有 新所有者 押印 有	添付書類不要
	現所有者 押印 無 新所有者 押印 有	婚姻を証する書類（戸籍謄本等の写し）または身分証明書の写し 誓約書
その他 (上記以外)	現所有者 押印 有 新所有者 押印 有	添付書類不要
	現所有者 押印 無 新所有者 押印 有	所有権の移転事実を証する書類の写し 誓約書

## 所有者変更のご注意

- 企業団に登録する給水装置の「所有者」と「使用者」は別のものです。建売住宅または中古住宅を購入された場合や、親から子へ世代が変わり、居住者（世帯主）が数度変更されている場合は、登録されている「所有者」が、お客様の直前の居住者とは限りません。住宅の改造工事等を行わない場合には、所有者（変更）届が提出されずに、水道料金の支払いに関する「使用者」のみが変更されている場合があります。
- 現所有者とは、所有者（変更）届や給水装置台帳へ記載されている所有者になります。（現所有者は、佐久水道企業団に登録のある方です。）
- 所有者（変更）届には「現所有者と新所有者の署名押印」が必要です。
- 現所有者の署名押印ができない場合は、誓約書をご提出ください。
- 給水装置を土地や家屋と切り離して、他人に譲渡することはできません。
- 新所有者（申請者）以外の方が、提出を代行する場合は、誓約書に必ず記入、押印してください。
- 土地と建物の所有者が異なる場合は、土地の登記事項証明書の写しと建物の登記事項証明書の写しを添付してください。
- 所有者（変更）届は、給水装置の所有権を変更するものであり、使用者の変更（水道料金の支払者）を届け出るものではありません。変更がある場合は別に手続きをお取りください。
- 本件に係る権利関係について、後日利害関係人等から異議の申出があっても、企業団は、その責任を負いません。